

令和2年9月23日

社会保険等未加入対策の追加実施について

建設産業においては、事業者が社会保険等（※1）の法定福利費を適正に負担しないと、労働者の医療、年金など公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因になるほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

そのため、沼津市では、社会保険等未加入業者（※2）対策として、平成29・30年度の建設工事競争入札参加資格審査申請から社会保険等未加入業者の受付を行わないなど、社会保険等未加入業者対策を実施してきたところですが、事業者の社会保険等未加入対策の取り組みを促進するため、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

令和2年10月1日以降に契約する建設工事

2 実施内容

(1) 社会保険等未加入対策の強化

社会保険等未加入業者との下請契約（二次以降の下請契約を含む。以下同じ）を締結することを原則禁止とします。

なお、下請負人（二次以降の下請負人を含む。以下同じ。）の建設業許可の有無に関わらず、建設工事に該当する契約が対象となります。建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査、運搬及び警備業務等は対象外です。

○社会保険等加入状況の確認方法

- ・一次下請業者 施工体制台帳の健康保険等の加入状況欄
- ・二次下請以下 再下請通知書の健康保険等の加入状況欄

○上記に違反していることが判明した場合は、元請業者に対して、次の罰則が適用されます。

- ・制裁金 ・入札参加停止 ・工事成績の減点

○社会保険等未加入業者（二次以降の下請業者を含む。）を確認した場合は、建設業許可権者へ通報します。

(2) 法定福利費を明示した請負代金内訳書提出の義務化

受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを義務化します。提出様式は任意のもので構いません。参考様式を4(5)に例示します。

3 沼津市建設工事請負契約約款の改正条項

(1) 社会保険等未加入対策の強化

(下請負人の社会保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合（※1）

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合（※1）

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

■「特別の事情」が認められる場合（※ 1）

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・特殊技術等とは言えない場合
- ・長年の元請・下請関係があり、他の業者では施工のマネジメントができない場合
- ・発注者との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

(2) 法定福利費を明示した請負代金内訳書提出の義務化

（工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報）

第 3 条

- 5 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

4 添付資料

- (1) 施工体制台帳の確認方法
- (2) 対応フロー
- (3) 様式 1～11
- (4) 様式 1、10（記載例）
- (5) 請負代金内訳書（参考様式）
- (6) 参考資料（法定福利費）

※ 1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。

※ 2 社会保険等未加入業者とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者）をいい、当該届出義務がない者を除く。